

(仮称) 第2次宮代町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定方針

令和5年4月

宮代町健康介護課

1 計画策定の趣旨

宮代町は平成31年3月に、「健康は宝 ずっと健康 ずっと笑顔のまち ～ほどよく、コツコツ健康づくり～」を基本理念とする宮代町健康増進計画及び食育推進計画を策定し、若者や女性の健康づくりの支援をはじめとして、健康づくりと食育に関する施策や事業を展開しています。

令和2年3月には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とした宮代町自殺対策を策定し、健康づくり事業と連携しながら全庁的な取組で自殺対策を推進しています。

さらに、宮代町は令和3年3月に第5次総合計画を策定し、前期実行計画の中に「若い世代の健康づくり促進事業」を位置付け、若い世代をターゲットとした健康づくり施策の推進を図っています。

宮代町健康増進計画及び食育推進計画の計画年度は令和5年度であることから、これまでの健康づくり、食育推進、自殺対策などへの取組を整理し、新たな住民ニーズに対応した(仮称)第2次宮代町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画を策定するものです。

2 計画策定にあたっての留意点

(1)到達点と課題の明確化、施策の重点化

計画の見直しにあたっては、今の計画の到達点と今後の課題を明確にすることに留意します。特に、計画の特徴である「若者」や「女性」への支援についての振り返りや整理、新型コロナウイルス感染症の影響なども検討する必要があります。

(2)住民ニーズの把握

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、住民の日常生活は大きな変化がありました。健康づくり等に対する住民の取組や意識、ニーズについても大きな変化が見込まれます。

多様な住民を対象としたアンケート調査や団体ヒアリング調査等を通じて、住民ニーズに対応した施策や事業を検討することに留意します。

(3)健康日本21(第三次)などとの整合性の確保

国の健康日本21(第三次)は令和5年度に決定される見込みです。また、国の食育推進基本計画は令和2年に改訂されており、自殺総合対策大綱は、令和4年に見直しが行われています。

計画策定においては、アンケート調査の実施や重点施策や重点事業の絞り込み、目標指標の設定などの場面において、国の計画等との整合性に留意することとします。

3 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

① 市町村健康増進計画としての性格

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」となります。

② 市町村食育推進計画としての性格

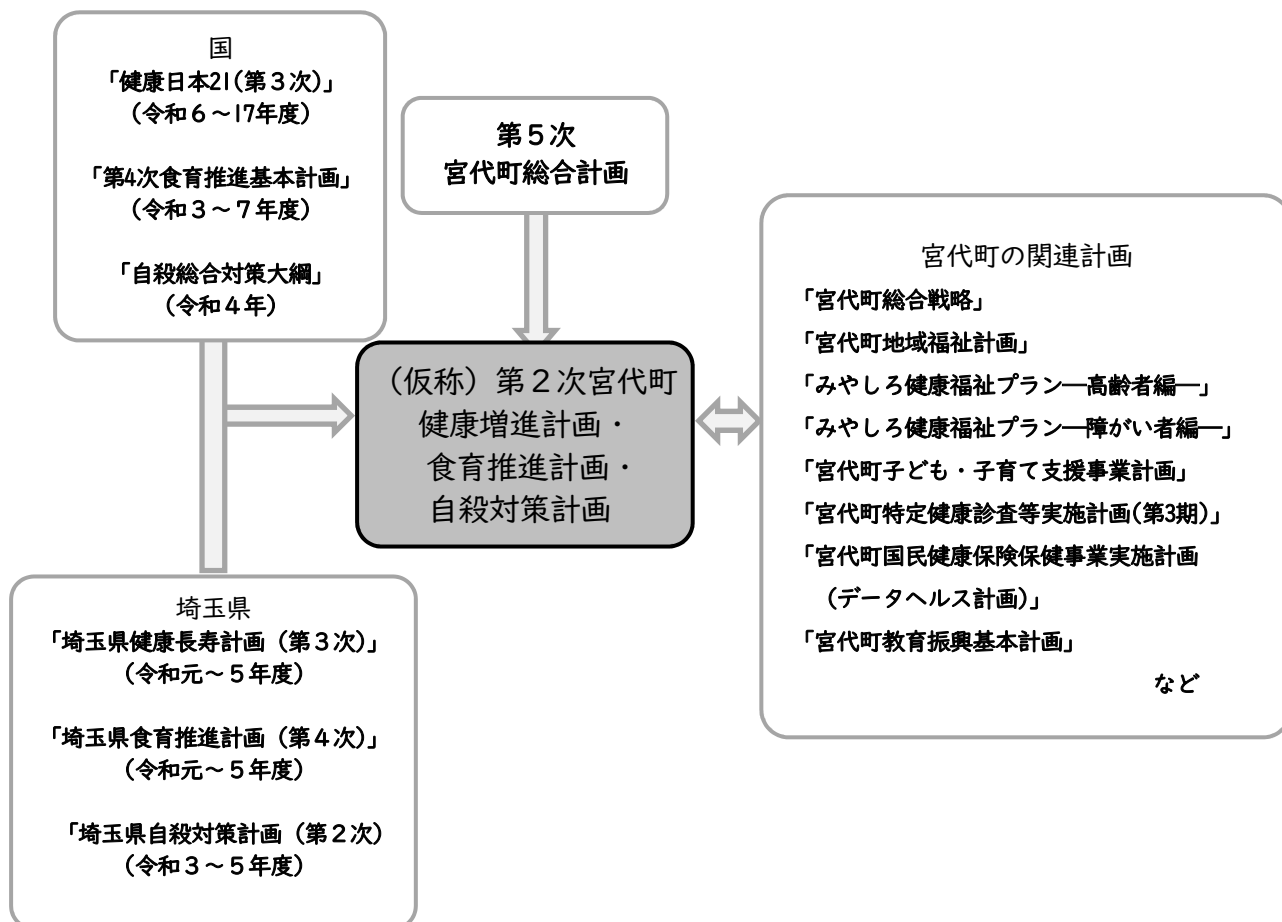
本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」となります。

③ 市町村自殺対策計画としての性格

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」となります。

(2) 計画の位置付け

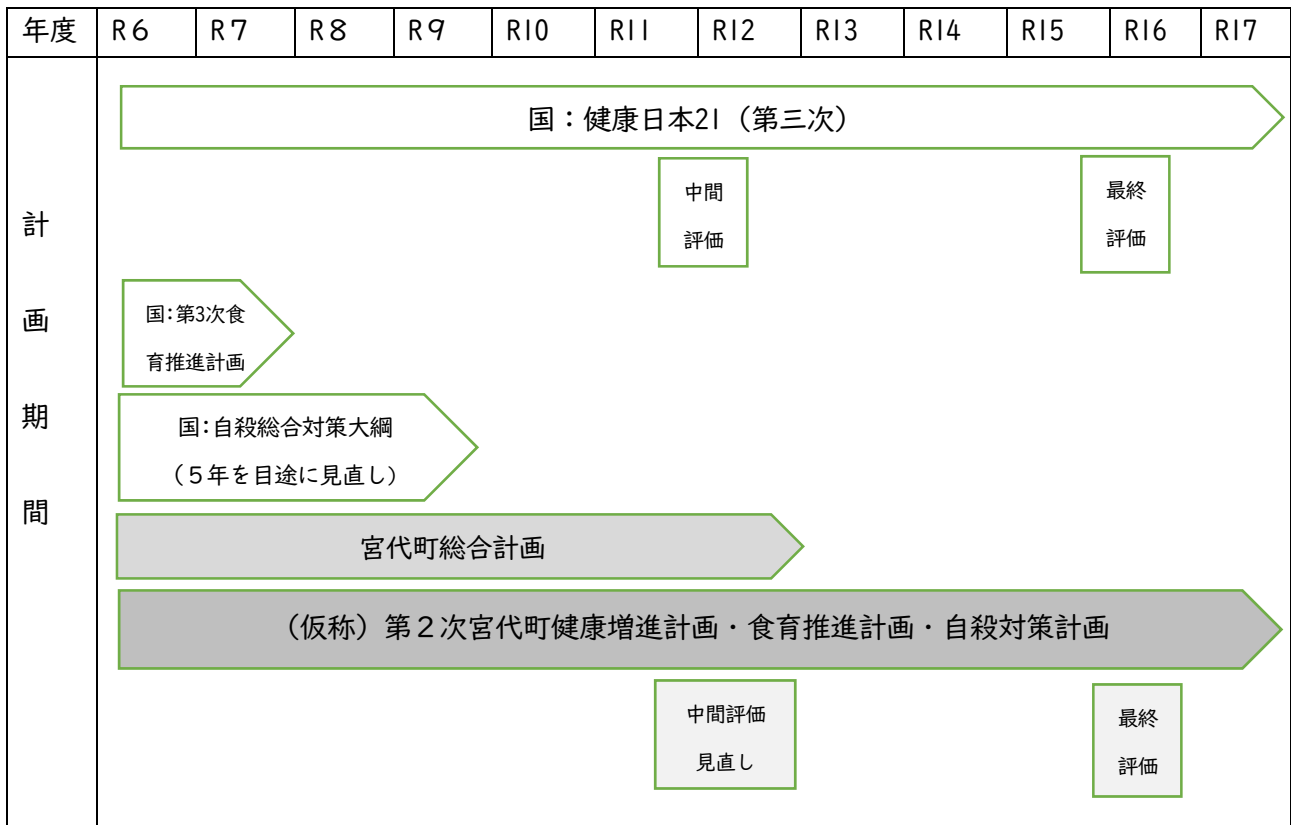
本計画は、国の「健康日本21（第3次）」、「第4次食育推進基本計画」、「自殺総合対策大綱」や埼玉県「埼玉県健康長寿計画（第3次）」、「埼玉県食育推進計画（第4次）」、「埼玉県自殺対策計画（第2次）」や町の第5次総合計画及び関連計画との整合性を配慮して策定します。



4 計画期間

計画期間は、国の健康日本21(第三次)に合わせて、令和6年度から17年度までの12年間とします。また、令和11年度に国が中間評価を行うことに合わせて、(仮称)第2次宮代町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の中間評価及び計画内容の一部見直し・修正を行います。

さらに、計画期間中に社会経済状況の急激な変化があった場合や、国の食育推進計画や自殺総合対策大綱、埼玉県計画の大幅な変更など、(仮称)第2次宮代町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画が社会情勢と整合性を保てない状態となった場合は、随時、計画の一部改訂を行うこととします。



※埼玉県：健康長寿計画(第3次)、食育推進計画(第4次)、自殺対策計画(第2次)はいずれも令和5年度が目標年度。

5 計画の策定体制

(1) 計画策定組織

| ＜組織＞構成者 | 役 割 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">＜健康づくり推進委員会＞ 町民代表・関係機関団体代表</p> | <p>健康づくり推進庁内連携会議からの提案される計画案等へ意見や提言</p> |
| <p style="text-align: center;">＜健康づくり推進庁内連携会議＞ 町全課長</p> | <p>計画案の庁内調整、健康づくり推進委員会の意見・提言を尊重した計画決定</p> |
| <p style="text-align: center;">＜事務局＞ 健康介護課健康増進担当</p> | <p>各種調査や現状と課題のとりまとめ、計画素案の作成、会議運営</p> |

(2) 町民参加体制

① 住民アンケート調査

令和5年度に以下のような住民アンケートを実施します。

| 調査種別 | 配付数 |
|---------------|--------|
| 成人（18歳以上）調査 | 1,000件 |
| 未成年（16～17歳）調査 | 250件 |
| 中学生調査 | 250件 |
| 小学生調査 | 250件 |
| 幼児（5歳児保護者）調査 | 250件 |

② 団体等ヒアリング調査への参加

地域で健康づくり活動を行っている団体等に対して、活動実態や活動課題、活動方向等についてヒアリング調査等を実施します。

③ パブリックコメント

計画案に対するパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を募集します。

6 策定スケジュール

| 時期 | 内容 | 備考・会議等 |
|------|--|---|
| R5.4 | <ul style="list-style-type: none"> 策定方針書の作成(計画策定の趣旨、体制、スケジュール等) アンケート調査票の設計・検討・決定 計画進捗状況関係各課照会 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1回健康づくり推進庁内連携会議 ○第1回健康づくり推進委員会 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施(調査票印刷・発送) 計画進捗状況関係各課照会の整理 | |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の回収・集計 計画進捗状況関係各課照会結果のまとめ | |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の分析 現状と課題のまとめ 重点課題、基本理念、将来像、重点施策の検討 | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 計画骨子案の作成 会議の開催と会議結果の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○第2回健康づくり推進庁内連携会議 ○第2回健康づくり推進委員会 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 計画骨子案のブラッシュアップ 計画原案の作成(課内検討、意見集約) 目標指標等の検討 団体ヒアリング等 | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> 計画素案の作成 計画素案のブラッシュアップ | |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> 会議の開催と会議結果の検討 計画素案への会議検討内容の反映 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3回健康づくり推進庁内連携会議 (計画素案の確認) |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> 会議の開催と会議結果の検討 パブリックコメントの準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3回健康づくり推進委員会 (計画素案の確認) |
| R6.1 | <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施 | |
| 6.2 | <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果の検討 会議の開催と会議結果の検討 計画案の最終調整 計画書、概要版の印刷準備・計画書、概要版の印刷 | <ul style="list-style-type: none"> ○第4回健康づくり推進委員会 (計画の承認) ○第4回健康づくり推進庁内連携会議 (計画の決定) |
| 6.3 | <ul style="list-style-type: none"> 計画書、概要版の印刷、納品 | |